## 別表六六付表 平二十三・六・三十以後終了事業年度分

## 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書

事 業 年 度 . . . 法人名

前期	試驗				当 該 事 業 年 度 前事業年度又は前連結 ① ②						度			
超過一	研究費	試験研	究費	骨の額	1					円				円
期超過要件に係る   戦研究費の額の計算		当該事業年度の月数 前事業年度の月数又は 前連結事業年度の月数		2						_				
		改定試験研究費の額 (1)×(2)		3									円	
	繰	事業年連結事	F 度 事 業	又 は 年 度	区分	前期当期和	繰 越 ¾ 说額控的 4	類 又 ・限度	は 額		余可能額	翌	期 繰 越 (4) - (5) 6	額
	越税	平 •	•		総額特別				円		円			
쪼	額控除	平 • 平	•	•	別総額特							外外		円
期	限度超		計		別総額									
繰	過額				特別総額	別表六(六	)「6」			別表六(六)「9」		外		
越	の計算	当	期	分 	特別総	別表六(六	) [14]			別表六(六)「16」		外		
税	开	合		計	額特別								WB /B   L	- I at
額	平 成 21	事業年連結事	F 度 事業	又は年度	区分	前期 当期和	繰 越 ね 说額控防 7	領 又 ≷限度:	額		余可能額	翌	期 繰 越 (7) — (8) 9	額
控	年度分	平 平·	•		総額特別				円		円	外 外		円
除	繰越税	平 •	•	•	総額特							外外		
限	額控除		計		別総額									
度	限度超				特別総額	別表六(六	)「6」			別表六(六)「9」		外		
超	過額の	当	期	分 	特別総額	別表六(六	) [14]			別表六(六)「16」		外		
過	計算	合		計	額特別	N. He							tte to th	der
額	平 成 22	事業年連結事	F 度 F 業	又は年度	区分	前 期 当期和	繰 越 ¾ 说額控的 10	領 乂 ≷限度:			余 可 能 額 1	327.	期 繰 越 (10) — (11) 12	額
等	年度分	平 平·	•		総額特別				円		円	外 外		円
0	繰越税	平 •			総額特							外外		
計	額控除		計		別総額									
算	限度超				特別総額	別表六(六	)「6」			別表六(六)「9」		外		
	過額の	当	期	分 	特別総額	別表六(六	) [14]			別表六(六)「16」		外		
	計算	合		計	額 特別								<b>注 0301—</b>	

## 別表六(六)付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第 1項、第2項又は第3項《試験研究を行った場合の法 人税額の特別控除》(同法第42条の4の2第1項又は 第2項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含み ます。)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の 各欄、「平成21年度分繰越税額控除限度超過額の計算」 の「当期分」の各欄及び「平成22年度分繰越税額控除 限度超過額の計算」の「当期分」の各欄の記載に当たっ ては、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に より記載します。
  - (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間 に開始する各事業年度 「平成21年度分繰越税額控 除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記

載します。

- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間 に開始する各事業年度 「平成22年度分繰越税額控 除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記 載します。
- (3) 平成23年4月1日以後に開始する各事業年度 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の 各欄にのみ記載します。
- 3 「翌期繰越額6」、「9」、「12」の各欄の外書に は、措置法第42条の13 (法人税の額から控除される特 別控除額の特例)の規定の適用を受ける場合に、別表 六(二十七)の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額 を記載します。この場合において、「計」及び「合計」 の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算しま す。